

令和7年第6回

釧路市議会12月定例会報告

1 2 月 定 例 市 議 会 報 告 件 名

報 告 番 号	件 名	
釧路市報告第28号	専決処分報告の件（交通事故損害賠償額の決定等）	3
釧路市報告第29号	専決処分報告の件（交通事故損害賠償額の決定等）	5
釧路市報告第30号	専決処分報告の件（物損事故損害賠償額の決定等）	7
釧路市報告第31号	専決処分報告の件（物損事故損害賠償額の決定等）	9
釧路市報告第32号	専決処分報告の件（住所設定瑕疵事件損害賠償額の決定等）	11

専 決 処 分 報 告 の 件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告する。

記

市は、市有車両に係る交通事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解を成立させるものとする。

1 事故発生年月日及び場所

令和6年12月26日

釧路市鶴野143番地

2 損害賠償の額 94,704円

3 和解成立の方針

(1) 市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として94,704円を負担する。

(2) 和解の相手方は、本件交通事故に関し、市に対し、その他いかなる請求もしない。

4 損害賠償及び和解の相手方

別添

令和7年12月4日

釧路市長 鶴間秀典

(説明)

市有車両に係る交通事故に関し、損害賠償の額を定め、及び和解を成立させる専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告するものである。

(参考)

地方自治法抜粋

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項指定の件

(平成17年10月27日議決)

議会の権限に属する次に掲げる事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項として指定する。

- (1) 市有財産について不法行為又は契約不履行があった場合において、市が提起する訴訟の目的の価額が100万円未満の訴訟、和解及び調停に關すること。
- (2) 1件の金額が100万円未満の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定め、及び和解又は調停を成立させること。

専 決 処 分 報 告 の 件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告する。

記

市は、市有車両に係る交通事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解を成立させるものとする。

1 事故発生年月日及び場所

令和7年6月17日

釧路市阿寒町新町2丁目3番2号

2 損害賠償の額 204,600円

3 和解成立の方針

(1) 市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として204,600円を負担する。

(2) 和解の相手方は、市に対し、市有車両の損害賠償金として35,408円を負担する。

(3) 和解の当事者は、本件交通事故に関し、相手方に対し、その他いかなる請求もしない。

4 損害賠償及び和解の相手方

別添

令和7年12月4日

釧路市長 鶴間秀典

(説明)

市有車両に係る交通事故に関し、損害賠償の額を定め、及び和解を成立さ

せる専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告するものである。

専 決 処 分 報 告 の 件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告する。

記

市は、川北町1番において発生した物損事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解を成立させるものとする。

1 事故発生年月日及び場所

令和7年8月18日

釧路市川北町1番

2 損害賠償の額 16,775円

3 和解成立の方針

(1) 市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として16,775円を負担する。

(2) 和解の相手方は、本件物損事故に関し、市に対し、その他いかなる請求もしない。

4 損害賠償及び和解の相手方

別添

令和7年12月4日

釧路市長 鶴間秀典

(説明)

川北町1番において発生した物損事故に関し、損害賠償の額を定め、及び和解を成立させる専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告するものである。

釧路市報告第31号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告する。

記

市は、市道上において発生した物損事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解を成立させるものとする。

1 事故発生年月日及び場所

令和7年8月24日

釧路市緑ヶ岡5丁目31番地先 市道緑ヶ岡東4線5

2 損害賠償の額 26,458円

3 和解成立の方針

(1) 市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として26,458円を負担する。

(2) 和解の相手方は、本件物損事故に関し、市に対し、その他いかなる請求もしない。

4 損害賠償及び和解の相手方

別添

令和7年12月4日

釧路市長 鶴間秀典

(説明)

市道上において発生した物損事故に関し、損害賠償の額を定め、及び和解を成立させる専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告するものである。

専 決 処 分 報 告 の 件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告する。

記

市は、新築住宅に係る住所設定瑕疵事件に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解を成立させるものとする。

1 事件発生年月日

令和7年7月17日

2 損害賠償の額 38,820円

3 和解成立の方針

(1) 市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として38,820円を負担する。

(2) 和解の相手方は、本件住所設定瑕疵事件に関し、市に対し、その他いかなる請求もしない。

4 損害賠償及び和解の相手方

別添

令和7年12月4日

釧路市長 鶴間秀典

(説明)

新築住宅に係る住所設定瑕疵事件に関し、損害賠償の額を定め、及び和解を成立させる専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告するものである。

